

採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三の規定によつて、平成十九年度採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成十九年八月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 試験の日時

平成十九年十月十二日（金） 午前十時から十二時まで

二 試験の場所

広島市中区基町一〇番五二号  
広島県庁舎本館 六階講堂

三 試験の方法及び内容

試験は筆記によるものとし、次に掲げる事項について行う。

- 1 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）
- 2 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ〔脱水処理に伴つて生ずる湿状の岩石粉〕の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的事項）

四 受験資格

特になし

五 受験手続

1 受験願書用紙の請求先

広島県土木部総務管理局技術企画室又は各広島県地域事務所建設局（支局）

なお、郵便等で請求する場合は、八十円の郵便切手をはった、あて先明記の返信用定形封筒を同封すること。

2 受験願書の受付期間

平成十九年九月十日（月）から平成十九年九月二十八日（金）まで（受付時間は、午前八時三十分から午後五時三十分までとする。）

郵送等の場合は、平成十九年九月二十八日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

3 受験願書の提出先

受験者の住所地を管轄する広島県地域事務所建設局（支局）（他県に居住する者は広島県土木部総務管理局技術企画室）

4 受験願書の添付書類

(一) 受験票・整理票 一通

(二) 写真（手札型とし、受験願書提出前六か月以内に撮影した正面、無帽、上半身像のもの、その裏面に氏名及び年齢を記載したもの） 一枚

5 受験手数料

受験願書の定められた欄に、八千円に相当する額の広島県収入証紙をはって納付する

こと。

広島県収入証紙には消印をしないこと。

なお、納付された手数料は、返還しない。

六 受験時の携行品

受験票及び筆記用具

七 合格者の発表

平成十九年十月下旬から十一月上旬に広島県報に登載するとともに、広島県庁の掲示板に掲示して行うほか、合格者には文書で通知する。

八 その他

この試験についての問い合わせは、広島県土木部総務管理局技術企画室（電話（〇八二）五一三―三八五三（ダイヤルイン））又は各広島県地域事務所建設局（支局）にすること。